

2014年合格目標

論文式選択科目 著作権法対策
最短講義テキスト

見本テキスト

－ はじめに －

選択科目を攻略する上で常に意識して頂きたいことは、「**短答**」や「**論文の必須科目**」に**負担がかからない学習計画を立てる**、ということです。

選択科目を受験するためには、そもそも「**短答式試験**」に合格していなければなりませんし、また、選択科目に合格しても「**論文式試験（必須科目）**」に合格しなければ「**最終合格**」は早くても次の年になってしまいます。

選択科目に必要以上の学習時間を費やしてしまうとメインである「**短答式試験**」や「**論文式試験（必須科目）**」の学習が疎かになってしまいます。

したがって、**選択科目の攻略は、「短答式試験」や「論文式試験（必須科目）」の勉強を圧迫せず、それでいて「選択科目も合格できる学習計画」を組み立てる必要があります。**

本講義は、「いかに、短い時間で合格できるか」ということを念頭において行います。

講義の中には、「**短期間**」で、それでいて「**実戦力**」を付けていただくための様々な工夫がなされています。

例えば、本試験の出題傾向をパターン化した「**1＋9パターン学習**」の導入や、あらかじめ覚えておくべき事項をまとめた「**暗記カード**」等、**学習効率を上げるための工夫が盛りだくさん**となっています。

短期間で選択科目を合格する力を養成する事で「**短答式試験**」や「**論文式試験（必須科目）**」の学習負担を減らすことができます。

「**短期間**」で「**実戦力**」を身につけることができる本講座で、選択科目合格を実現しましょう！

TAC 弁理士講座

— 目次 —

第1章 オリエンテーション	1
第1節 論文答案の書き方	2
第2節 選択科目（法律） 試験統計	4
第3節 講義にあたっての注意事項	5
第2章 制度解説	7
第1節 著作権法の概要	8
第2節 著作物	12
第3節 著作者	26
第4節 著作者人格権	30
第5節 著作財産権	38
第6節 著作権（財産権）が制限される場合	50
第7節 著作隣接権	60
第3章 1＋9パターン解説	71
第1節 著作権法パターン 重要度：☆☆☆	72
第2節 言語パターン① 重要度：☆☆☆	84
第3節 図形パターン② 重要度：☆☆	92
第4節 建築パターン③ 重要度：☆☆	96
第5節 映画パターン④ 重要度：☆☆☆	100
第6節 プログラムパターン⑤ 重要度：☆☆☆	108
第7節 美術パターン⑥ 重要度：☆☆☆	114
第8節 写真パターン⑦ 重要度：☆☆	122
第9節 音楽パターン⑧ 重要度：☆☆	126
第10節 舞踊・無言劇パターン⑨ 重要度：☆	132
第4章 本試験過去問題（平成25～平成16年）	137
＜平成25年度＞ 重要度：☆☆☆	138
＜平成24年度＞ 重要度：☆☆☆	144
＜平成23年度＞ 重要度：☆☆☆	150
＜平成22年度＞ 重要度：☆☆☆	156

<平成21年度>	重要度：☆☆☆	162
<平成20年度>	重要度：☆☆☆	170
<平成19年度>	重要度：☆☆	174
<平成18年度>	重要度：☆☆☆	178
<平成17年度>	重要度：☆☆	182
<平成16年度>	重要度：☆☆	186
第5章 暗記カード		191

ー 第1章 オリエンテーション ー

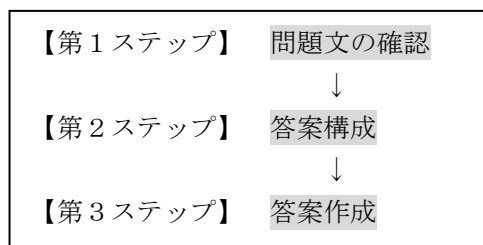
■ 第1節 論文答案の書き方 ■

1. 論文答案の書き方（総説）

論文答案の書き方には、一定の書き方（ルール）があります。ここでは、弁理士試験の論文答案の書き方について説明します。なお、選択科目特有の書き方については、後述します。

2. 答案作成の流れ

弁理士試験論文式筆記試験の法律答案を書くためのステップは、以下の三段階に分かれます。



(1) 問題文の確認

問題文の確認に際しては、以下の点に注意するとよいでしょう。

① 注意すべき事項には、「チェック」をつける

問題文を読む際には、「マーカー等」で、重要と思われる文章にチェックをつけながら読むとよいでしょう。問題文の読み間違い等を防ぐ効果があります。

② 直接の問いを確認する

問題文中、どの文言が「解答を直接的に要求しているのか」、かならず確認するようにしてください。答案を作成する際には、この一文に対する解答を示す必要があります。

(2) 答案構成

答案構成に際しては、以下の点に注意するとよいでしょう。

① 論点の選定

答案に書くべき論点を選ぶ必要があります。論点毎の重要度等を検討して、「実際に答案に書くべき論点」と「あえて書かない論点」を選定する作業が必要となります。

② 記載量の決定

実際に答案に書くべき論点が決定したら、各論点の記載量を決める必要があります。なお、記載量は、「何文字」、「何行」まで厳密に決める必要はなく、論点毎の記載配分（記載量の比率）を決定すれば十分です。

(3) 答案作成

答案作成に際しては、以下の点に注意するとよいでしょう。

① 「見出し」をつける

各論点毎に「見出し」を設け、採点官に「これから、このテーマについて述べますよ」ということを示すよう心掛けてください。文章ばかりの答案は、まとまりの無い答案と判断される可能性があるためです。

本試験の採点官は、短い時間で多くの答案の可否を判断します。したがって、「見出し」を積極的に設け、「読みやすさ」をアピールすることも、合格答案の作成上、非常に大切なことです。

② 文章の加筆・修正

修正する場合には、二重線による取消線を用いてください。加筆は、吹き出しをつけて行いましょう。なお、修正液や修正テープを用いてはいけません。また、加筆・修正は、答案を「読みづらくする行為」であるため、必要最小限度にしなければなりません。

③ 文章は簡潔に

内容を分かりやすく伝えるためには、簡潔（シンプル）な文章が望ましいといえます。ワンセンテンス・ワンテーマを意識し、可能な限り短い文章にするよう心掛けてほしいと思います。冗長な文章はできるだけ避けてください。

3. その他答案作成時の注意事項

上記以外に、注意すべき点を以下にまとめます。

(1) 根拠条文の記載方法

原則として、「〇条〇項〇号」と記載してください。例えば、条文番号の前に「著作権法」と記載したり、「第」をつけたりする必要はありません。

(2) 「以上」で結ぶ

答案の最後には、「以上」と記載し、答案の記載が終了していることを明示する必要があります。

■ 第2節 選択科目（法律） 試験統計 ■

（特許庁HP 弁理士試験統計参照）

	平成25年	平成24年	平成23年	平成22年
選択科目（法律）志願者数※1	1,764	1,738	1,834	1,928
選択科目（法律）受験者数	332	453	473	419
選択科目（法律）合格者数※2	—	65	81	90
合格率 ※3	—	14.3%	17.1%	21.5%

※1 選択科目（法律）志願者数から選択科目（法律）免除者数を引いた数字です

※2 論文合格者数（選択科目（法律））から選択科目（法律）免除者数を引いた数字です

※3 「選択科目（法律）合格者数」÷「選択科目（法律）受験者数」×100の式より算出した数字です

■ 第3節 講義にあたっての注意事項 ■

1. 出席

最短講義には、すべて出席するようにしてください。

短期間での学習カリキュラムとなっているため、一回一回の講義内容は極めて密度の濃い内容となります。

1回の欠席は非常に大きな損失になりますので、注意してください。

2. 予習・復習

(1) 予習について

予習は不要です。予習よりも復習に多くの時間を費やしてください。また、空いた時間は、短答や必須科目の勉強に利用してください。

(2) 復習について

復習は、短答や必須科目の学習時間を圧迫しない範囲で、しっかり行ってください。復習時には、「選択科目の学習をするタイムゾーン」を設定してください。

例えば、「水曜日は、選択科目の時間」とか、「寝る前の15分は、最短講義テキストを読む」等のように、予め、「この時間帯に選択科目を勉強する」、と決めてしましましょう。

学習にメリハリを出すことができます。

(3) 講義で使用するもの

- ① 最短講義テキスト
- ② 法文集（著作権法が掲載されているもの）
- ③ 蛍光ペン

（授業中、蛍光ペンでテキスト等をチェックするよう指示する場合があります）

3. テスト・答練の活用法

テスト・答練は、できるだけ「期日どおり」に提出するようにしてください。

答案は、「たくさん書けば実力が付くもの」ではありません。

「答案提出」→「答案返却」→「復習」→「答案提出」のサイクルを繰り返すことで、初めて力が付きます。

例えば、「一気に4通提出」→「答案返却」→「復習」となると、復習後の内容を再評価してもらう機会が無いと、復習した事項が本当に「書けるようになっているのか？」ということをチェックする機会が与えられません。

したがって、答案は、できるだけ「期日通り」提出することをお勧めします。

4. テキストの解説

最短講義テキストには、「制度解説」と「1 + 9 パターン解説」という2つの種類の解説が掲載されています。

「制度解説」の内容は、短答対策の範囲となるため、最短講義では取り扱いません。講義の復習をする際、条文の詳しい内容を確認したい場合などに参照してください。

最短講義では、「1 + 9 パターン解説」の内容について詳しく説明していきます。

「1 + 9 パターン解説」は、「答案構成力」を学習するための「大きな1つのパターン」の解説と、「条文操作力」を身に付けるための「小さな9つのパターン」の解説から構成されています。「小さな9つのパターン」の解説には、各パターンに特に関連のある条文やそのパターンに特有の条文を掲載しています。

— 第3章 1 + 9パターン解説 —

1 著作権法パターン

【学習のテーマ】

著作権法論文を書く際の、基本的な答案構成（「著作権法パターン」）について理解を深める。

【学習のポイント】

1. 「著作権法パターン」とは
2. 「著作物」とは
3. 「著作者」とは
4. 「著作権」とは
5. 「著作権の制限」とは
6. 「著作者人格権」と「その制限」とは
7. 著作権法パターン（チェックシート）

◆ 1. 「著作権法パターン」とは

（1）著作権法の法律論文

著作権法の法律論文は、必須科目とは異なる「書き方」が要求される。この「書き方」を体系的にまとめたのが「著作権法パターン」である。

選択科目著作権法を合格するためには、何よりも先ず、この「著作権法パターン」を理解することが大切である。

（2）著作権法パターン（概要）

-
- ```
graph TD; A["① 著作物性"] --> B["② 著作者性"]; B --> C["③ 著作権とその制限"]; C --> D["④ 著作者人格権とその制限"]
```
- ① 【著作物性】
  - ↓
  - ② 【著作者性】
  - ↓
  - ③ 【著作権とその制限】
  - ↓
  - ④ 【著作者人格権とその制限】

① 著作物性

(i) 2条1項1号

対象となっているもの(客体)が「著作物」(2条1項1号)といえるのかを検討する必要がある。

(ii) 10条1項各号

仮に「著作物」(2条1項1号)である場合、それが10条1項各号に例示される、どのタイプの著作物であるかを合わせて検討する必要がある。

どのタイプの著作物に該当するかによって、法律効果が変わってくる場合があるためである。

② 著作者性(権利の帰属)

「著作権」と「著作者人格権」がだれに帰属するのかを検討する必要がある。両権利は、著作物を創作した「著作者」に帰属するのが原則である。

しかし、複数人が創作した場合(「共同著作」)や、職務上創作した場合(「職務著作」)等は、取り扱いが異なるため注意が必要である。

③ 著作権とその制限

著作権は支分権の束(21条～28条)であるため、さまざまな種類の権利がある。そのうち、どの種類の権利が問題となるかを検討する必要がある。例えば、複製権(21条)の問題なのか、翻案権(27条)の問題なのかを検討する必要がある。問題となる支分権は、一つのこともあれば複数のこともある。

どの支分権が問題となるか認定できた後は、その権利が「制限されるか」について検討する必要がある。

例えば、複製権(21条)については、私的使用のための複製(30条)に該当するか検討する必要がある。

④ 著作者人格権とその制限

公表権(18条)、氏名表示権(19条)、同一性保持権(20条)にいずれかに該当するか検討する必要がある。また、各権利の制限等に該当するか検討する必要がある。

(3) 論点の選択

「著作権法パターン」に従って①～④について検討した後、各項目(あるいは、論点)のうち、「実際に答案に書くべき論点」を選択する必要がある。このとき、重要度の高い論点については、多く記載し、重要度の低い論点については、「記載しない」又は、「記載量を減らす」という判断が必要である。

## ◆ 2. 「著作物」とは

### （1）著作物とは（総説）

著作物とは、思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものをいう（2条1項1号）。

＜著作物の要件＞

- ① 思想又は感情を表現したものであること  
→ 「単純なデータ」は著作物ではない。
- ② 創作的に表現したものであること  
→ 絵画を平面的に写真撮影した場合には、著作物ではない。
- ③ 表現したものであること  
→ 著作者の内部にとどまっている「アイディア」や「思想又は感情」は著作物ではない。
- ④ 文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するものであること

### （2）著作物の例示

10条1項各号には、代表的な「著作物の種類」が例示されている。

- ① 言語の著作物（1号）
- ② 音楽の著作物（2号）
- ③ 舞踊又は無言劇の著作物（3号）
- ④ 美術の著作物（4号）
- ⑤ 建築の著作物（5号）
- ⑥ 図形の著作物（6号）
- ⑦ 映画の著作物（7号）
- ⑧ 写真の著作物（8号）
- ⑨ プログラムの著作物（9号）

「著作物の種類によって法的効果に違いのある場合があり、その限りで、10条に例示されているどの種類の著作物に該当するのか、という決定は意味を有する」(『著作権法 (中山)』p. 69)。

→ 10条1項各号に規定される9つの著作物はあくまでも「例示」である。しかし、事実上、ほぼ全ての著作物は、この9つの著作物に分類される。

また、どの種類の著作物に該当するかにより法的効果も異なってくるため、しっかりと検討する必要がある。

### (3) 著作物性が問題となる「表現したもの」

「文字フォント (印刷用書体)」、「書」、「キャッチフレーズ」、「題号」、「ゲームソフト」、「応用美術」、「即興音楽」等は、著作物性が問題となる場合がある。

### ◆ 3. 「著作者」とは

#### (1) 著作者とは（総説）

著作者とは、著作物を創作する者をいう（2条1項2号）

著作者は、原則として、「著作権」と「著作者人格権」の原始取得者となる（17条1項）。

#### (2) 著作者の推定（14条）

著作物の原作品に、又は著作物の公衆への提供若しくは提示の際に、その氏名若しくは名称（以下「実名」という。）又はその雅号、筆名、略称その他実名に代えて用いられるもの（以下「変名」という。）として周知のものが著作者名として通常の方法により表示されている者は、その著作物の著作者と推定する（14条）。

##### <著作者の推定を受けるための要件（14条）>

- |                                                                                                                                                     |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 実名又周知の変名が表示されていること</li><li>② 「原作品」又は「公衆への提供若しくは提示の際」に表示されていること</li><li>③ 著作者名として通常の方法により表示されていること</li></ul> |
|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

「原作品」…絵画のような一品制作的な著作物を想定したもの。

「公衆への提供若しくは提示の際」…書籍のいわゆる「奥付」や、「CD」のジャケットに著作者を記載した場合を想定したものである。

#### (3) 共同著作者

二以上の者が共同して創作した著作物であって、その各人の寄与を分離して個別的に利用することができない場合、当該著作物の著作者は共同著作者となる（2条1項12号）。

##### ① 共同著作物

##### <共同著作物の要件>

- |                                                                                                                            |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| <ul style="list-style-type: none"><li>① 二以上の者が共同して創作したこと</li><li>② 分離して利用することができないこと</li><li>③ 個別的に利用することができないこと</li></ul> |
|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

→ 「座談会における各発言者の発言部分」等

## ② 結合著作物

「結合著作物とは、一個の著作物のような外観を呈していても分離して利用することが可能なものを指し、独立した著作物が結合しているだけであり、保護期間を始め全ての場合において各著作物は各々独立した存在となる。」(『著作権法(中山)』p. 166)。

→ 「小説と挿絵」、「楽曲と詩歌」等 ∴ 分離して利用することができるため。

### <共同著作物と結合著作物の区別>

|            |   |       |
|------------|---|-------|
| 分離して利用できない | → | 共同著作物 |
| 分離して利用できる  | → | 結合著作物 |

## (4) 職務著作 (15条)

### <職務著作の要件>

- ① 法人その他使用者の発意に基づく著作物であること
- ② 法人その他使用者の業務に従事する者が作成する著作物であること
- ③ 法人その他使用者の業務に従事する者が職務上作成する著作物であること
- ④ 法人その他使用者が、自己の著作の名義のもとに公表する著作物であること  
(「プログラムの著作物」の場合、④は要件とならない(15条2項))
- ⑤ 著作物の作成のときにおける契約、勤務規則その他に別段の定めがないこと

→ 効果

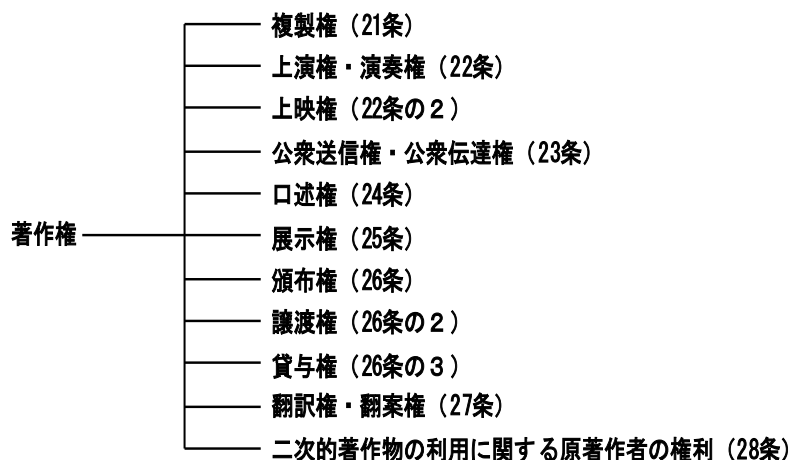
職務著作の要件を満たす場合、当該著作物の著作者は、その法人等になる。

## ◆ 4. 「著作権」とは

「著作権法では、著作権を一つの権利ではなく、著作物の利用態様に応じて、複製を始めとした支分権の束として規定されている（21条以下）。特許権は一つの権利であってそれを分割して譲渡することはできないのに対して、著作権は一部を譲渡することもできる（61条1項）」（『著作権法（中山）』p. 202）。

→ 著作権法は、著作物の財産的価値を保護すべく、著作者に「著作権（著作財産権）」を付与する。著作権は、支分権であるため、実際には、著作権のうちどの支分権が問題になるかで法的効果も変わってくる。

### 【著作権（支分権）の種類】



## ◆ 5. 「著作権の制限」とは

形式的に、支分権にいずれかに該当する行為であっても、以下の制限行為に該当すれば著作権侵害の責めを受けない。

### （1）私的使用関係

私的使用のための複製（30条）

### （2）教育関係

教科用図書等への掲載（33条）

教科用拡大図書等のための作成のための複製等（33条の2）

学校教育番組の放送等（34条）

学校その他の教育機関における複製等（35条）

試験問題としての複製等（36条）

**(3) 図書館関係**

図書館等における複製 (31条)

公文書管理法等による保存等のための利用 (42条の3)

国立国会図書館法 によるインターネット資料の収集のための複製 (42条の4)

**(4) 福祉関係**

点字による複製等 (37条)

聴覚障害者等のための複製等 (37条の2)

**(5) 報道関係等**

政治上の演説等の利用 (40条)

時事的事件の報道のための利用 (41条)

行政機関情報公開法等による開示のための利用 (42条の2)

**(6) 立法・司法・行政関係**

裁判手続等における複製 (42条)

**(7) 非営利無料の上映等関係**

営利を目的としない上演等 (38条)

**(8) 引用・転載関係**

引用 (32条)

時事問題に関する論説の転載等 (39条)

**(9) 美術・写真・建築関係**

美術の著作物等の原作品の所有者による展示 (45条)

公開の美術の著作物等の利用 (46条)

美術の著作物等の展示に伴う複製 (47条)

美術の著作物等の譲渡等の申出に伴う複製等 (47条の2)

**(10) コンピュータ・プログラム関係**

プログラムの著作物の複製物の所有者による複製等 (47条の3)

保守、修理等のための一時的複製 (47条の4)

送信の障害の防止等のための複製 (47条の5)

送信可能化された情報の送信元識別符号の検索等のための複製等 (47条の6)

情報解析のための複製等 (47条の7)

電子計算機における著作物の利用に伴う複製 (47条の8)

情報通信技術を利用した情報提供の準備に必要な情報処理のための利用 (47条の9)

**(11) 放送局・有線放送局関係**

放送事業者等による一時的固定 (44条)

**(12) 写り込み・検討・試験関係**

付随対象著作物の利用 (30条の2)

検討の過程における利用 (30条の3)

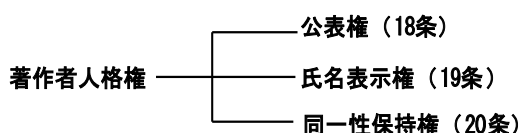
技術の開発又は実用化のための試験の用に供するための利用 (30条の4)

## ◆ 6. 「著作者人格権」と「その制限」

「著作者人格権とは、著作者（2条1項2号）が自己の著作物につき有している人格的利益を対象とした権利である。」（『著作権法（中山）』p.360）。

著作者人格権には、「公表権（18条）」、「氏名表示権（19条）」、「同一性保持権（20条）」の3つがある。

### 【著作者人格権の種類】



### 【MEMO】

著作者人格権は、一身専属的な権利であり、譲渡することができない（59条）。

#### （1）公表権（18条）

##### ① 原則

著作者は、未公表の著作物を公表する権利を有する（18条1項）。

- ・ 未公表著作物には、著作者の同意を得ないで公表された著作物も含まれる（18条1項かつこ書）。

##### ② 例外

###### （i）同意推定（18条2項各号）

以下の場合には、公表について同意したものと推定される（18条2項柱書）

**1号…「著作権」を譲渡した場合**

**2号…美術の著作物と未公表の写真の著作物の原作品を譲渡した場合**

**3号…映画の著作物の著作権が映画製作者に帰属（29条）した場合**

###### （ii）情報公開法関連（18条3項、4項）

→ 未公表の著作物を行政機関等に提供した場合には、公表について同意したものとみなされる

## (2) 氏名表示権 (19条)

### ① 原則

著作者は、著作物の公衆への提供若しくは提示に際し、その実名・変名を著作者名として表示し、又は、表示しない権利を有する (19条1項)。

### ② 例外

- (i) **すでに著作者が表示しているところに従って表示する場合 (19条2項)**
- (ii) **著作者の利益を害するおそれのない場合 (19条3項)**
- (iii) **情報公開法関連 (19条4項)**

## (3) 同一性保持権 (20条)

### ① 原則 (20条1項)

著作者は、その著作物および題号の同一性を保持する権利を有し、その意に反してこれらの変更、切除その他の改変を受けないものとする (20条1項)

### ② 例外 (20条2項各号)

- (i) **教育上の目的上やむを得ない改変 (1号)**
- (ii) **建築物の増改築等 (2号)**
- (iii) **プログラムを電子計算機において効果的に利用し得るための改変 (3号)**
- (iv) **著作物の性質上並びにその利用の目的及び態様に照らしやむを得ないと認められる改変 (4号)**

## ◆ 7. 著作権法パターン（チェックシート）

### 1. 著作物性の検討

- ① 著作物性（2条1項1号） / ② 著作物の種類（10条1項各号）

### 2. 権利の帰属

- ① 著作者性 ② 共同著作者（2条1項12号） ③ 職務著作（15条）

### 3. 著作権とその制限

#### （1）著作権

- ① 複製権（21条）
- ② 上演権・演奏権（22条）
- ③ 上映権（22条の2）
- ④ 公衆送信権・公衆伝達権（23条）
- ⑤ 口述権（24条）
- ⑥ 展示権（25条）
- ⑦ 頒布権（26条）
- ⑧ 譲渡権（26条の2）
- ⑨ 貸与権（26条の3）
- ⑩ 翻訳権・翻案権（27条）
- ⑪ 二次的著作物の利用に関する原著作者の権利（28条）

#### （2）その制限

- ① 私的使用関係（30条）
- ② 教育関係（33条、33条の2、34条、35条、36条）
- ③ 図書館関係（31条、42条の3、42条の4）
- ④ 福祉関係（37条、37条の2）
- ⑤ 報道関係等（40条、41条、42条の2）
- ⑥ 立法・司法・行政関係（42条）
- ⑦ 非営利無料の上映等関係（38条）
- ⑧ 引用・転載関係（32条、39条）
- ⑨ 美術・写真・建築関係（45条、46条、47条、47条の2）
- ⑩ コンピュータ・プログラム関係（47条の3～47条の9）
- ⑪ 放送局・有線放送局関係（44条）
- ⑫ 写り込み・検討・試験関係（30条の2～30条の4）

### 4. 著作者人格権とその制限

- （1）公表権（18条）
- （2）氏名表示権（19条）
- （3）同一性保持権（20条）







